

# 各種無料相談のご案内

相談名	内容	相談日	会場	時間	問い合わせ
法律相談	金銭・土地・損害賠償など (弁護士が対応)	6月1日(火)	文化会館	午後1時30分～4時 ※要予約	社会福祉協議会 ☎80-3611
		6月15日(火)	町民会館		
		7月6日(火)	文化会館		
行政相談	一般行政上の問題・要望など	6月8日(火)	文化会館	午後1時30分～4時	総務課秘書広報班 ☎84-1211
		6月22日(火)	町民会館		
		7月13日(火)	文化会館		
人権相談	人権の侵害に関する悩みなど	6月8日(火)	文化会館	午後1時30分～4時	住民課住民班 ☎84-1214
		6月22日(火)	町民会館		
		7月13日(火)	文化会館		
心配ごと相談	家庭や地域での悩みなど	6月8日(火)	文化会館	午後1時30分～4時	社会福祉協議会 ☎80-3611
		6月22日(火)	町民会館		
		7月13日(火)	文化会館		
消費生活相談	多重債務・訪問販売など	毎週火曜日 (祝休日を除く)	消費生活相談室 (役場東側) 玄関口ピラー	午前10時～午後4時 ※正午～午後1時を除く	産業課経済班 (消費生活相談室) ☎84-1233
教育相談	育児・しつけ・不登校・いじめなど	毎週火・水曜日 (祝休日を除く)	教育課	午前9時～午後4時	教育課教職員・指導室 ☎84-4116
休日納税相談	町税等の納付に関すること	6月13日(日)	税務課	午前9時～正午 ※要予約	税務課収納対策班 ☎84-1212
		6月27日(日)			
		7月11日(日)			
お年寄相談窓口	生活や介護の不安など社会福祉に関すること	月～金曜日 (祝休日を除く)	電話相談のみ ☎84-2338	午前9時～午後5時	福祉課社会福祉班 ☎84-1257
暮らしのお悩み相談会	障害者の就労相談	6月25日(金)	役場内相談会場	午前10時～正午 ※町内在住者対象 ※要予約	中核地域生活支援センターさんネット ☎0475-77-7531 さんぶ生活相談センターリンクサポート ☎0475-77-7532
	子育て・家族・家計の問題、介護、お仕事探し、住まいなど	7月30日(金)			
ハローワーク千葉出張相談	就職に関すること	6月24日(木)	消費生活相談室 (役場東側) 玄関口ピラー	午前10時30分～午後3時 ※正午～午後1時を除く ※要予約	☎84-1215 ☎043-242-1181
		7月29日(木)			
サポステによる若者向け就労出張相談会	就職活動や職場内での悩みなど (就職氷河期世代も対象と)しています。	6月10日(木)	消費生活相談室 (役場東側) 玄関口ピラー	午前9時30分～午後4時30分 ※正午～午後1時を除く ※要予約	ちば南東部地域若者サポートステーション ☎0475-23-5515
		7月8日(木)			
税理士による無料相談	税に関する相談	6月2日(水)	東金商工会館	午前10時～午後3時 ※要予約(当日可)	千葉県税理士会東金支部 ☎0475-50-6322 ☎0475-25-0567 ☎0475-58-8231
		6月16日(水)			
		7月7日(水)			
地元建設職人による無料住宅相談	新築・修繕・融資・耐震診断・住宅エコポイントなど (地元の建設職人・建築士・増改築相談員が対応)	毎月第3日曜日	町民会館	午後1時～3時	千葉県建設一般労働組合山武支部事務所 ☎0475-58-8231
千葉司法書士会八日市場支部無料相談	登記・法律・債務整理の相談	6月12日(土)	旭市民会館	午後1時～5時 ※要予約	司法書士飯嶋事務所 ☎0479-25-0567 司法書士加瀬事務所 ☎0479-73-2654
		7月10日(土)			

## 今月の納期

■普通徴収(納付書または口座振替による納付)の方の納期限は、6月30日(水)です。

●町県民税 [第1期・全期]  
☎84-1212

☎税務課収納対策班  
☎84-1212

※納付には納め忘れがなく、便利な口座振替がご利用いただけます。納付方法等詳細は、上記へお問い合わせください。

## 商工会伝言板

### 「小規模事業者持続化補助金(低感染リスクビジネス型)」のご案内

小規模事業者が感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた取組を支援するものです。

#### 補助対象者

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

#### 補助金額等

補助上限額	本枠 100万円	感染防止対策費 補助金総額の1/4 (最大25万円)※
補助率	3/4	—
補助対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発費、資料購入費、借料、外注費、専門家謝金、設備処分費等	申請者の業種・業態において該当する業種別ガイドラインに照らして実施する必要最小限の新型コロナウイルス感染症感染防止対策を行うために支払う経費
受付締切(電子申請)	第2回 7月7日(水) 第3回 9月8日(水) 2ヵ月おきに第6回まで受付予定	

☎商工会 ☎82-0434

※緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者は1/2(最大50万円)